

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	10
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	10
○道路の供用の開始……………（道路課）	11
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	11
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	11
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知……………（建築指導課）	13
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	13
○特定調達契約に係る入札の公告……………	14
道公安委員会告示	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項の規定に基づく営業時間の特例の日及び地域の指定の一部改正……………	15
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	15
道警察釧路方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	15

告 示	
北海道告示第8号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成22年12月22日、北竜土地改良区の定款の変更を認可した。	
平成23年1月7日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第9号	

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字声間村字上声間1641の1、大字宗谷村字増幌581の1、668の1
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成23年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 苫小牧市字静川194の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）

- の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道 道 金山幾寅停車場線 空知郡南富良野町字東鹿越156番地先から 平成23. 1. 7
同郡南富良野町字東鹿越162番3地先まで

北海道告示第13号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
室蘭宮の森町2丁目（I－3－230－1870）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市宮の森町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
知利別3丁目沢川（I－33－0540）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市知利別町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第14号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭祝津町2丁目1（I－3－69－1709）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市祝津町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭入江町1（I－3－138－1778）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市入江町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭増市町1丁目4（I－3－94－1734）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市増市町1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭増市町1丁目5（I-3-95-1735） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市増市町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭増市町1丁目6（I-3-96-1736） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市増市町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭増市町1丁目7（I-3-98-1738） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市増市町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭清水町2丁目1（I-3-114-1754） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市清水町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	室蘭清水町2丁目2（I-3-115-1755） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市清水町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭清水町2丁目3（I-3-116-1756） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市清水町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭大沢町1丁目4（I-3-201-1841） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市大沢町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭大沢町1丁目5（I-3-202-1842） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市大沢町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭知利別町2丁目（I-3-231-1871） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市知利別町2丁目（次の図のとおり）
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭高砂町 3 丁目 (I-3-236-1876) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市高砂町 3 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭水元町 1 (I-3-242-1882) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市水元町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭水元町 4 (I-3-245-1885) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市水元町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 無名の沢川 (I-33-0550) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市知利別町 3 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ミズモト左川 (I-33-0950) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市水元町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第15号 次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。 なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。 平成23年1月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 商 号 又 は 名 称 社明日香産業株式会社 (2) 代 表 者 氏 名 國 裕 哲雄 (3) 主たる事務所の所在地 札幌市北区北7条西5丁目6番地ストックマンション札幌706 (4) 免 許 証 番 号 北海道知事免許 石狩(6)第4483号 2(1) 商 号 又 は 名 称 有限会社岡本不動産 (2) 代 表 者 氏 名 岩谷 政信 (3) 主たる事務所の所在地 千歳市信濃4丁目8番13号 (4) 免 許 証 番 号 北海道知事免許 石狩(1)第7215号 総 合 振 興 局 告 示 及 び 振 興 局 告 示 北海道渡島総合振興局告示第1号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年1月7日
--	---

- 1 落札に係る物品等の名称（1 キログラム当たりの単価）及び調達予定数量
粒状凍結防止剤（混合塩化物） 1,600,000キログラム
- 2 落札を決定した日
平成22年10月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社北興機材
 - (2) 住 所 函館市鍛冶2丁目18番12号
- 4 落札金額
32.4円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年9月17日付け北海道渡島総合振興局告示第47号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道オホーツク総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年1月7日

北海道オホーツク総合振興局長 武 田 準一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
複写機 1台
(交換契約により複写機1台を相手方に供し、複写機1台を当該契約の相手方から調達する。)
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成23年2月28日
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資

格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申 請 の 時 期 平成23年1月7日（金）から同月26日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎4階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課）
 - (2) 入 札 日 時 平成23年2月7日（月）午前11時（送付による場合は、同月4日（金）までに必着）
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成22年1月26日付け北海道網走支庁告示第1号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 4に同じ。
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成23年1月7日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
行政情報ネットワークシステム通信回線サービス 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成22年12月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 東日本電信電話株式会社
(2) 住 所 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 4 落札金額
1,680,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年10月29日付け北海道警察本部告示第377号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道警察釧路方面本部告示

北海道警察釧路方面本部告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成23年1月7日

北海道警察釧路方面本部長 野 田 敏 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
警備艇くしろ機関部定期検査整備 一式
- 2 落札を決定した日
平成22年12月20日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社北斗

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量110グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課の入札のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0608
- 11 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured : copying machine 1
B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., February 7, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than February 4, 2011)
C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nishi 3-Chome, Kita 7-jo, Abashiri 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第2号

平成20年北海道公安委員会告示第71号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項の規定に基づく営業時間の特例の日及び地域の指定）の一部を次のように改正する。
平成23年1月7日
北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子
表中「夕張神社祭典」を「夕張神社例大祭」に、「伊達神社秋季大祭」を「伊達神社秋季例大祭」に改める。

(2) 住 所 千葉県佐倉市坂戸字匂作1448－1

4 落札金額

34,667,535円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成22年10月29日付け北海道警察釧路方面本部告示第148号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課

(2) 所在地 釧路市黒金町10丁目5
